

## 第7章 地球環境問題とグローバル・ガヴァナンス

沖村 理史

### 1 地球環境問題とグローバル・ガヴァナンス

#### 地球環境問題

日本で環境問題という言葉から連想されるものは、四大公害であろう。水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市公害からなる四大公害は、工業や鉱業から排出される汚染物質が河川、海洋、大気に排出され、それを直接、間接的に体内に取り入れた被害者に健康障害が発生した事例である。これに対し、気候変動問題、オゾン層保護問題、海洋汚染などが典型例である地球環境問題と呼ばれる問題群は、四大公害と比べて大きく三つの違

いがある。第一に、問題発生と被害の地理的範囲の違いである。四大公害は、原因行為も被害もすべて日本国内の一地域で発生していたのに対し、地球環境問題は程度の差こそあれ、原因行為も被害も地球大に広がっている。第二に、四大公害は被害者に直接健康被害を及ぼしたのに対し、地球環境問題は直接的な健康被害に加え、生態系に大きな影響を及ぼすことによる経済社会への間接的な悪影響が甚大であることである。第三に、四大公害病は、問題行為が発生して数カ月から数年の後に事態が深刻化していくが、地球環境問題がもたらす社会経済への悪影響は、問題の性質によって異なるものの、数年から数十年単位で現れてくることである。このうち、第一の特徴に注目すると、地球環境問題の解決に向けては、ある工場、ある産業、ある地域が解決に向けて動くのでは不十分であり、関連する様々な産業、市民生活を含む様々な社会経済活動、そして世界各国が対応する必要がある。そのため、地球環境問題の解決に向けては、現在世界各国が国際協定などによって対処しつつある。

## グローバル・ガヴァナンス

地球環境問題は、世界各国が協力して対応する必要がある事案であるが、現在の国際社

会では、国連憲章第二条にある通り、国内管轄事項について他国は干渉することができず、各国の国家主権が認められている。そのため、地球環境問題を含む国際的な問題については、国際法などによる対処が基本となっているが、国際法は当事国の批准がない限り当該国には効力が発生しないため、各国の主権が尊重される状況にある。この状況を国際関係論の観点からみると、世界政府が不在、つまり国際社会はアナーキー（無政府状態）という前提をもとに考えていく必要性があることを意味する。では、地球環境問題を前にして、国際社会はアナーキーな社会のもと、どのように管理することができるのか（吉川 2014: 4-8）。

国際関係論では、グローバル・ガバナンスと呼ばれる概念が近年注目されている。国際社会の現状を見てみると、国際システムは「政府なき統治」の状態にある、というのがこの概念に注目する研究者の見立てである（大芝 2018c）。この概念が注目する国際社会の担い手は、国際関係論の中心である政府に加え、国際組織や非国家主体であり、これらの組織も国際社会の統治（ガバナンス）に向けて大きな役割を果たしていると考えられる。また、グローバル・ガバナンスを支えるグローバル・ガバナンス・システムとは、国際法に加え、様々な国際制度、国際規範、非国家主体による制度などグローバルな枠組み全般を

その分析の射程に入れている。本稿では、気候変動問題に関するグローバル・ガヴァナンスを気候ガヴァナンスととらえ、国連気候変動枠組条約を中心とした国際制度の進展について分析し、その実効性について検討する。

## 2 気候ガヴァナンスの形成と発展

### 気候変動問題

日本では地球温暖化という表現が用いられる気候変動問題とは、温室効果ガスの濃度上昇により、生態系や社会経済に大きな影響が生じる問題のことである。気候変動問題のメカニズムは、①温室効果ガスの濃度上昇による気温・海水温の上昇、②気温上昇による気候変動（温度上昇、降水量や降水パターンの変化）、海水温上昇による気候変動（雲の形成の変化）、海水の熱膨張による海面上昇、③気候変動（温度上昇、降水量や降水パターンの変化）による陸域、海域生態系への影響とそれに伴う社会経済への影響、および海面上昇による沿岸地域への悪影響、の三つの段階がある。地球温暖化という言葉からは①の段階までの語感が生じるが、国際社会では一般的な気候変動という言葉からは、②の段階の異常気象や③の段階の生態系への影響や社会経済への悪影響まで想起できるのではないだろうか。

この気候変動をもたらす温室効果ガスは、多様な種類がある。なかでも人為的な温室効果を示す指標である放射強制力の面から見て、最も影響があったのが二酸化炭素である。

二酸化炭素の人為的な排出は主に化石燃料の燃焼によって生じるが、森林減少による二酸化炭素の吸収量の減少も大気中の二酸化炭素濃度の増加の原因となっている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の科学的評価によると、これまでの二酸化炭素濃度上昇による温度上昇に影響を与えた人為的な原因は、火力発電などエネルギー部門、鉄鋼業やセメントなど工業部門、森林などバイオマスの燃焼、ガソリン使用などの運輸部門、家庭での化石燃料などの使用の順である（IPCC 2014: 720）。次に影響が大きかったのはメタンであった。メタンは、エネルギー産出時の漏出や廃棄物、畜産、農業部門などから排出される。このほか、この三〇〜五〇年間で排出量が伸びてきたのが、主に冷媒に使われるフロン類（CFC、HCFC、HFC）であった。

### 気候変動問題への国際社会の取り組み

気候変動問題に対する国際社会の取り組みは、一九九〇年代に始まる。一九九〇年の国連総会の決議で、気候変動問題に対処するための国際法を作成することに合意し、翌年か

ら政府間交渉が始まった。交渉開始から一五カ月という極めて短い時間で、国連気候変動枠組条約が成立し、一九九四年に発効した。国連気候変動枠組条約では、条約の究極的目的を、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」（第三条）と定めている。さらに、「締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採用することができる」（第一七条）とし、国連気候変動枠組条約の下で議定書を新たに定め、具体的な対策を進めることを想定している。一九九五年からは、国連気候変動枠組条約の下で毎年開催される締約国会議（COP）が、国際社会の取り組みを主導し、一九九七年には京都議定書（二〇〇五年発効）、二〇一五年にはパリ協定（二〇一六年発効）という二つの法的文書を採用した。

京都議定書は、一九九七年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第三回締約国会議で採択された法的文書である。国連気候変動枠組条約は、附属書Ⅰに記載された国々（附属書Ⅰ国 一九九二年当時の先進国と旧計画経済諸国が対象）に対して、二〇〇〇年の温室効果ガス排出量を一九九〇年レベルに抑える政策と措置をとるよう求めていたが、二〇〇一年以降の規定はなかった。また、国連気候変動枠組条約は、附属書Ⅰに記載されていない国々（非附属書Ⅰ国 一九九二年当時の発展途上国が対象）に対して、温室効果ガス排出の抑制を求めた

ものの、数値目標は設定していなかった。このため、二〇〇一年以降の温室効果ガス排出抑制に向けて、数値目標の設定の有無、設定する場合の対象国とその数値が交渉の争点になった。二年間にわたる交渉を経て、京都議定書では、附属書Ⅰ国が対象となり、二〇〇八―二〇一二年を目標年とした附属書Ⅰ国のみを対象とした数値目標の設定に合意し、具体的な目標数値は交渉で決められた。さらに、京都議定書では、達成に法的拘束力がかかっている数値目標を達成するために、他国から排出枠を調達することを認め、附属書Ⅰ国間で排出枠をやりとりする国際排出取引や、温室効果ガス排出削減プロジェクトによる排出削減枠を取引する炭素市場の形成も定められた。

### 3 パリ協定

#### 京都議定書発効（二〇〇五年）

京都議定書では炭素市場の形成を認めるなど、新たな制度が導入されたため、その後の締約国会議ではそれらの新制度の詳細ルールを定めることとなり、二〇〇一年に具体的なルールが合意された。これを受けて、京都議定書の発効を目指し、各国は国内で批准手続きを進めることとなったが、二つの障壁が立ちはだかることとなった。

第一の障壁は、ブッシュ政権によるアメリカの京都議定書離脱であった。アメリカは京都議定書成立の五カ月前に、上院が自国の経済に悪影響を与え、途上国が参加しない枠組みには参加しないとする決議案が圧倒的多数で採択されていた。このことは、アメリカ国内には自国と途上国との対応の差異に不満を持つ人々が一定数いたことを反映していた。このため、クリントン政権は上院での否決を恐れ、京都議定書の批准案を上院に上程することができずにいた。二〇〇〇年のアメリカ大統領選挙で勝利したブッシュ大統領は、就任後の二〇〇一年に、京都議定書には欠陥があるとして、京都議定書の批准を求めず離脱することを明らかにした。当時世界最大の二酸化炭素排出国であったアメリカが、京都議定書から離脱することを決めたことは、国際社会に大きな動揺を生んだ。

第二の障壁は、ロシアの曖昧な態度であった。京都議定書の発効要件は、五五カ国以上の批准と数値目標を課せられた国々の総排出量の五五%以上の国が批准することの二つであった。世界最大の温室効果ガス排出国のアメリカが離脱した当時、ロシアの批准は京都議定書発効に向けて必要条件となつたのであった。このように京都議定書発効のキャスティングボートを握ったロシアは、京都議定書批准の手続きに曖昧な態度を示した。これに対し、欧州や日本など、京都議定書の発効を支持していた国々はロシアの説得を続けた。ロ



シアはこれに対し、世界貿易機関加盟に対する支持を求め、日欧からの支持を得ると京都議定書をようやく批准した。この結果、京都議定書は二〇〇五年にようやく発効することとなった。

#### ポスト京都議定書交渉（二〇〇五～〇九年）

京都議定書発効後、次の課題となったのは、二〇一三年以降の気候ガヴァナンスの内容であった。第二次ブッシュ政権が始まった二〇〇五年の国連気候変動枠組条約第一一回締約国会議では、アメリカの反対により、二〇一三年以降の制度の交渉を開始することができず、IPCCとゴア元アメリカ副大統領がノーベル平和賞を受賞した二〇〇七年になって、ようやく交渉の開始が合意された。京都議定書成立時に想定されていたシナリオは、京都議定書の附属書に二〇一三年以降の数値目標を追加するというものであった。しかし、この時期には、世界の工場として発展が著しかった中国の二酸化炭素排出量が急増するなど、新興国を中心に発展途上国から排出量が増加しており、これらの国々にとのように対策を求めるか、また、アメリカの京都議定書離脱に伴い、アメリカを含む枠組みをどのよう設定するか、という二点が課題となっていた。この結果、アメリカを除く先進国に対する

京都議定書の維持延長の議論に加え、京都議定書で数値目標が設定されていなかった発展途上国や京都議定書から離脱したアメリカを含む枠組みに関する議論も必要になった。二〇〇七年に開催された国連気候変動枠組条約第一三回締約国会議では、京都議定書に基づくアメリカ抜きとの交渉の場と国連気候変動枠組条約に基づく全世界が参加する交渉の場の二つが設置され、二〇〇九年までに合意を形成することがまとまったが、交渉は複雑化した。

交渉期限となった二〇〇九年の国連気候変動枠組条約第一五回締約国会議（COP15）は、コペンハーゲンで開催されたが、複雑化していた交渉がまとまらなかった。そのため、この年にノーベル平和賞を受賞したアメリカのオバマ大統領や新興国の首脳が中心となって公式交渉の舞台裏で会議最終盤に急遽代替合意案が作成された。その内容は、附属書Ⅰ国は二〇二〇年までの排出数値目標を、非附属書Ⅰ国は気候変動緩和策に関する行動をそれぞれ自主的に示し、それらのリストを公表するというものであった。しかし、反米的な外交姿勢をとる一部のラテンアメリカ諸国らは、この代替合意案に対し意思決定の透明さに欠け、締約国主導ではないとして反対し、代替合意案は全会一致の合意が得られず、会議は決裂に終わった（Dimitrov 2010: 20-22）。気候変動交渉は、このとき大きな危機を迎え、多様な立場を反映した国家が、全会一致の合意をまとめることの困難さが明らかになった。

## パリ協定への交渉（二〇〇九～一五年）

コペンハーゲン（COP15）での決裂の結果、二〇一三年以降の気候変動対策が空白化する恐れが生じることとなった。そのため、二〇一〇年の国連気候変動枠組条約第一六回締約国会議で善後策が議論され、二〇一一年の締約国会議では、二〇一三年以降の対策は京都議定書の改正で対応し、二〇二一年以降の対策はアメリカや途上国を含む新枠組みで対応する方向性が決定し、交渉の一元化がなされることとなった。また、新枠組みの交渉期限は、二〇一五年にパリで開催される国連気候変動枠組条約第二二回締約国会議（COP21）とされた。

京都議定書で定められた数値目標は、達成に法的拘束力がかかるため、対象国の環境政策の実施が担保されることから実効力が高いと目されていた。しかし、上院の批准が悲観的であったアメリカは、京都議定書に合意したクリントン政権でさえ上院に批准を求めることはなく、その後のブッシュ政権は離脱を表明し、世界最大の温室効果ガス排出国が京都議定書に参加しないという結果を生んだ。さらに、二〇一三～二〇一五年の数値目標を設定する京都議定書改正交渉の際には、日本、カナダ、ロシア、ニュージーランドは数値目標設定に消極的であり、カナダはオイルサンドの採掘・精製に伴う二酸化炭素排出が増えた

ことを背景に、京都議定書から正式に離脱した。この結果、二〇一三〜二〇年の数値目標を設定した京都議定書ドーハ改正で数値目標の対象国となったのは、欧州諸国とオーストラリア、カザフスタンに限られ、当時の全世界の二酸化炭素排出量の八割を超える国々には数値目標が設定されず、実効性が低下した上、各国の不公平感が高まった。

京都議定書が抱えた課題を踏まえ、二〇二一年以降の国際制度は、多様な目標設定を認め、目標設定の参加国を増やすことによつて、実効性を高める工夫が見られた。その結果、京都議定書のような国際交渉で数値目標が決定するトップダウン方式ではなく、各国が自主的に目標を設定するボトムアップ方式がとられる方向性が高まった。二〇一三年に開催された国連気候変動枠組条約第一九回締約国会議では、準備ができた国は、自国の温室効果ガス排出抑制対策を提示した約束草案と呼ばれる文書を二〇一五年三月までに提出するという合意が採択された。翌年に開催された国連気候変動枠組条約第二〇回締約国会議では、約束草案に入れる情報とその公開について定め、各国の国内対策が国際社会に提示される仕組みが整った。約束草案は二〇一五年に入ると各国から提出され、各国の目標を総合するとどの程度の気候変動抑制が可能か、という国際社会の気候変動対策が可視化されることとなった。このように、ボトムアップ方式への理解と合意が深まってきたとはいえ、

約束草案に対する国際的なレビューといった制度設計の課題や、先進国と途上国の公平性や二一世紀末の長期目標の設定などの複雑な交渉課題が残されていた。

#### パリ協定（二〇一五年成立、二〇一六年発効）

C O P 21では、各国の目標の提出および国際的なレビューのあり方が議論された。C O P 21の開催時には、一八四カ国から約束草案が寄せられていた。そこで、この約束草案と同様の「国が決定する貢献」を各国が作成し、五年ごとに提出することとなった（第四条）。また、先進国については、国が決定する貢献は数値目標を含むものとし、発展途上国に対しては、当初は定性的な国内努力の記載でも良いが、将来的には数値目標に移行するものとされた。さらに、五年おきに更新する国が決定する貢献は、従前の国が決定する貢献を超えた前進を示すという仕組みも導入され、各国の目標や努力が継続的に強化される仕組みを導入した。そして、提出された国が決定する貢献については、新たに設けられる透明性メカニズムの下で情報が公開されることとなった。また、国際的なレビューのあり方については、グローバル・ストックテイクと呼ばれる世界全体の気候変動対策の進捗状況を確認する仕組みが新たに設けられ、二〇二三年以降五年ごとに開催されることとなった。

また、二一世紀末の長期目標については、全球平均気温の上昇を産業革命時から二度未満に抑えること（二度目標）を指し、さらに一・五度に抑制する努力を追求すると定めた（第二条）。そのために、出来る限り早く全世界の温室効果ガスの排出量を前年より削減すること、さらに二一世紀後半には、実質的な排出量をゼロにすることを目指すことも明記された。二度目標については、それまでの交渉でも欧州を中心に多くの国が支持していたが、島嶼国が強く求めていた一・五度という数字がパリ協定に明記されたことは、島嶼国やEUなどを中心とする国々の意見が、一・五度目標の明記に消極的であった産油国などの意見を押し切ったことを意味していた。

このように、コペンハーゲン（COP15）での決裂から立ち直り、パリ（COP21）ではパリ協定が全会一致で合意された。パリ協定は、今後の気候ガヴァナンスの中心となる法的文書であり、現在に至るまでその規程とその精神に基づき、各国政府のみならず企業や市民といった非政府主体の気候変動対策の行動を促している。パリ協定は、二〇一六年一月四日に、合意形成から一年も経たずに発効した。このように早期に発効できた要因は、米中の早期批准があげられる。

COP21に向けて、気候変動対策に積極的なアメリカのオバマ政権は、米中の二国間協

議の中で、両国が協力できるテーマとして気候変動問題を取り上げ、二〇一三年四月から二〇一五年九月にかけて、米中は計四回にわたって気候変動に関する共同声明を発表した。両国は共同声明で発表した自国の目標を中心とした約束草案を提出し、両国が率先して行動することを示した。二酸化炭素の世界第一位と第二位の排出国が気候変動政策を進めたことは、全世界が参加するパリ協定の合意に向けて大きな弾みとなった。また、パリ協定は、アメリカは上院の批准を経ずに、大統領権限で批准を行うことができる単独行政協定として扱うことが可能な条文になったため、オバマ大統領の任期内にパリ協定を批准することができた。米中は、二〇一六年九月にパリ協定を批准したことを発表した。世界の排出量の約三八%を占める米中がパリ協定を批准したことは、世界の排出量の五五%以上の国々がパリ協定を批准するというパリ協定の発効要件の一つを達成する上で大きな役割を果たした（沖村 2015: 81-84）。

本稿執筆時点では、一八七カ国がパリ協定に批准している。京都議定書ドーハ改正は、日本、アメリカ、カナダ、ロシアなど、大国の一部が参加せず、その結果実効性が大きく損なわれたが、パリ協定には多くの国々が参加し、約束草案も多くの国々が提出した。クラブは、国際制度への参加国の多々 (bread) と国際制度の野心度 (depth) は、同時に達成

しにくい関係にあると国際環境制度の構造を喝破している (Grubb 2015: 300)。クラブが注目した参加国の多さと野心度という二つの要素から見ると、一部の先進国に法的拘束力のある数値目標を設定した京都議定書ドーハ改正に対し、パリ協定は目標の設定には各国の自主性を認めるが、参加国を拡大することを通じて実効力を高めようとした、とまとめることができよう。

#### 4 パリ協定発効後の国際社会の取り組み

##### トランプ政権のパリ協定離脱

パリ協定が発効した四日後に、アメリカ大統領選挙が行われた。共和党の候補者であるトランプ候補は、選挙戦当時からパリ協定に否定的な態度をとっていた。例えば、二〇一六年五月二六日のノースダコタ州のワイリントン盆地石油会議でのエネルギー政策演説では、就任後一〇〇日間の計画として、パリ協定をキャンセルし、国連の気候変動プログラムへの拠出停止を訴えていた。共和党大統領候補として指名された党大会で採択された共和党の政策綱領の中で、気候変動政策については、署名者の個人的コミットメントに過ぎない京都議定書とパリ協定を拒否し、上院に提出し批准されるまで両協定はアメリカを拘



束しない、として極めて否定的な立場を示している。

政権成立後のトランプ大統領は、当初はパリ協定ではなく、国内のエネルギー政策に対する政策表明が中心で、その中には、オバマ政権が積極的に進めていた既存の火力発電所に対する排出規制であるクリーン・パワー・プランの見直しが含まれていた。政権内では、パリ協定に対する対応について議論が続き、二〇一七年六月に大統領演説の形で発表された。この演説の中で、トランプ大統領は、アメリカはパリ協定から離脱すると明言し、パリ協定に基づく国が決定する貢献の実施を停止することや緑の気候基金への拠出を停止すると表明した。パリ協定の規定では、パリ協定の批准国は、パリ協定発効後三年間は離脱を通知することができず、通知の一年後に正式に離脱することになる。アメリカは離脱通知できる初日である二〇一九年一月四日に通知したため、アメリカがパリ協定から正式に離脱するのは、大統領選挙が行われる二〇二〇年一月三日の翌日になる。

トランプ大統領のパリ協定離脱の方針に対し、民主党支持者では反対が多かったが、共和党支持者では支持が多く、支持政党によって反応が分かれた。地方自治体では、パリ協定支持を訴える地域もあり、ワシントン州知事、ニューヨーク州知事、カリフォルニア州知事が中心となって、パリ協定にコミットし、気候変動対策を継続実施することを目指す

緩やかな同盟であるアメリカ気候同盟を結成した。市長レベルでも気候変動問題に関心を持つ市長による気候市長というネットワークが、パリ協定を尊重し、気候変動対策を進めることを表明した。さらに、企業、投資家、地方自治体、大学、文化団体、宗教団体など多様な組織からなるネットワーク組織の *We are still in* は、トランプ政権のパリ協定離脱方針に反対している。このように、アメリカ国内では、トランプ政権の離脱方針に対し、地方自治体や事業者レベルでは賛否両論が存在している（沖村 2018: 10-14）。

トランプ大統領のパリ協定離脱に対し、アメリカ国内では賛否両論が存在していたが、国際社会の反応は失望の声が数多く聞かれ、歓迎する声はほとんど聞かれなかった。例えば、パリ協定をまとめたCOP21の議長国であったフランスは、マクロン大統領が「アメリカにとっても地球の未来にとってもアメリカの決断は誤りだ」と述べ、日本も山本環境大臣が「やっとここまで来たという人類の英知に背を向けた」と失望を明らかにした。トランプ政権はパリ協定離脱の方針を鮮明にしたが、アメリカを除く他の国々は、パリ協定の詳細ルールの交渉を続け、二〇一八年の国連気候変動枠組条約第二四回締約国会議では、一部を除いてパリ協定の詳細ルールに合意した。これにより、パリ協定に基づく気候ガバナンスが国際社会で運用を開始することとなった。

二〇一八年にはIPCCが一・五度特別報告書と呼ばれる報告書を採択した。これは、パリ協定に示された長期目標に向けた国際的な取り組みに必要な科学的根拠を提供する重要な資料であった。この報告書では、持続可能な発展や貧困撲滅、不均衡の是正に向けた気候変動による悪影響を避けるために、地球温暖化を二度ではなく一・五度に抑制することは大きな意味があると指摘し、排出削減に向けた投資、政策、技術イノベーション、行動の変化などを増やすことを通じてシステム変化を起すことは可能だ、としている。また、一・五度目標の達成に向けては、二〇五〇年頃に世界全体の二酸化炭素排出量を正味ゼロに抑える必要があると指摘している。これは、低炭素社会ではなく脱炭素社会に一刻も早く向かうべきだというメッセージに受け取ることができる。この報告書の発表を受け、政府のみならず、国際社会の多様なセクターが脱炭素社会の実現に向けて検討や行動を始めている。

### 政府、企業、社会の取り組み

最後に、パリ協定の下で国が決定する貢献として各国が自主的に設定した目標を実施する上で、気候ガバナンスの主体となる政府、企業、社会の取り組みを整理して本稿をまとめることとしたい。まず、政府が行うことは、国が決定する貢献に示した目標を実現す

るために様々な政策を導入・実施することである。二〇一七年の日本国内の部門別二酸化炭素排出量（直接排出量）を見ると、エネルギー転換部門（発電）が四一・三％、産業部門が二四・九％、運輸部門が一七・二％となっている。ここから分かることは、化石燃料の発電から大量の二酸化炭素が出ている構造である。したがって、政府は風力などの自然エネルギーの推進政策を通じて化石燃料による火力発電からの脱却を進める政策をとることににより、脱炭素政策を実践することができる。また、産業部門や運輸部門においても、省エネルギーを進める政策をとることで低炭素社会の実現が可能になる。

次に企業が行う取り組みは、製造業であれば、火力発電から自然エネルギーへのエネルギー転換や省エネルギーの実践である。例えば、自社利用の電力を一〇〇％再生可能エネルギーでまかなうことを目指すRE100という国際的なイニシアティブには、すでに世界や日本の大企業が参加しており、脱炭素社会の実現に向けた努力が進んでいる。また、製品開発や設備投資においても環境視点を重視する必要がある、低環境負荷型の商品やサービスの需要が今後拡大することを見込んだ経営戦略が求められている。また、機関投資家を中心に、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）要素も考慮したESG投資が普及しつつある。機関投資家のように長期的視点から投資する場合、短期的な企

業活動に加え、環境問題や社会問題によるリスクも勘案する必要があるため、ESG投資の一つの指標として、国連持続可能な開発目標（SDGs）への適合性が考慮されつつある。SDGsで設定された一七の目標には、エネルギー、気候変動、つくる責任つかう責任といった項目が含まれており、SDGsを考慮しながら企業活動を進めていくインセンティブが企業に働きつつある。また、発電に伴う二酸化炭素排出量を電力消費量に応じて最終需要部門に配分した二〇一七年の日本国内の部門別二酸化炭素排出量（間接排出量）を見ると、産業部門が三四・七%、運輸部門が一七・九%、業務その他部門が一七・四%、家庭部門が一五・六%、となっている。ここから、産業部門や運輸部門に加え、業務その他部門に分類される様々な事業所から出る二酸化炭素排出も減らす必要があることが分かる。事業所単位で自然エネルギー由来の電力の購入や省エネルギーなどを行うことで、脱炭素社会に向かうことができる。

最後に社会の取り組みであるが、運輸部門や家庭部門からの排出は、市民の社会経済活動から排出されており、市民の努力を通じて排出を削減する必要がある。そのためには、企業活動同様、火力発電から自然エネルギーへのエネルギー転換や省エネルギーの実践がかかせない。二〇一二年から日本ではじまった再生可能エネルギーの固定価格買取制度に

基づき、住宅用太陽光発電の設置件数が加速し、累計では二〇〇万戸を超える住宅に太陽光発電が設置されてきた。東日本大震災後は節電意識も加速し、世帯当たりの電力消費量も減少傾向にある。すでに取り組まれているこれらの取り組みを今後とも継続することにより、低炭素社会や脱炭素社会をより早期に実現することができる。

## 5 気候ガヴァナンスの到達点

これまで見てきたように、現在の気候ガヴァナンスは様々な変動を経て形成されてきた。パリ協定を基盤とする気候ガヴァナンスは、発効が決まった二〇一六年の時期には、全世界の国々が参加し、かつ企業や市民といった非政府主体も巻き込んだ取り組みとして大きく期待されていた。発効の四日後に当選したトランプ大統領の政策変更により、気候ガヴァナンスは揺らぎを見せたが、その後のアメリカの国内の動きや各国政府、企業、市民からなる国際社会の動きは、低炭素社会から脱炭素社会に社会のあり方を変化させる方向に向かいつつある。

パリ協定が掲げた長期目標の実現には数多くの努力が必要である。その際に、他人や他分野、他国の努力が足りないことを口実に、自らの努力を放棄することは容易であるが、

それでは気候変動による悪影響はより悪化し、将来にわたってダメージを与え続けるであろう。パリ協定は、各国が自主的に設定する国が決定する貢献を基盤に、五年ごとに世界全体の気候変動対策の進捗状況を確認し、長期目標達成に向けた各国の貢献の検証を行うなど、各国の努力の低下に歯止めをかける制度を整えた。企業や自治体レベルにおいても、様々なイニシアティブを通じて、自主的に目標を設定し、その努力を報告する仕組みを整えるなど、自らの実践を通じた脱炭素社会の実現への動きを強化しつつある。このように、パリ協定は、政府のみならず非政府主体の多様なセクターをも巻き込み、脱炭素社会という共通目標に向かい共に努力を重ねるガヴァナンス・システムの基盤となっている。多様なセクターによる努力の継続的な強化により、パリ協定の実効性はより高まると考えられる。

### 《参考文献》

大芝亮ほか(二〇一八)『パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論』有斐閣

沖村理史(二〇一六)「パリ協定に至る気候変動交渉の成果と今後の課題」『環境経済・政策研究』第九卷第一号

沖村理史(二〇一八)「国連気候変動枠組条約体制とアメリカ」『総合政策論叢』第三六号

吉川元ほか(二〇一四)『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社

Dimitrov, Radslav (2010), *Inside Copenhagen: The State of Climate Governance, Global Environmental*

*Politics*, vol. 10, no. 2.

Grubb, Michael (2015), From Lima to Paris, Part 1: The Lima Hangover, *Climate Policy*, vol. 15, issue 3.

IPCC, (2014), *Climate Change 2013: The Physical Science Basis, Contribution of Working Group I to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*, Cambridge: Cambridge University Press.

### 《より深く知るために》

国連環境計画編 (二〇一五) 『GEO-5 地球環境概観第5次報告書——私達が望む未来の環境』環境報告研

古沢広祐、足立治郎、小野田真二 (二〇一五) 『ギガトン・ギャップ——気候変動と国際交渉』オルタナティブ・選書

太田宏 (二〇一六) 『主要国の環境とエネルギーをめぐる比較政治——持続可能社会への選択』東信堂

アル・ゴア (二〇一七) 『不都合な真実2』実業之日本社

※本稿は、JSPS科学研究費基盤研究 (C) (課題番号 JP16K03525) の助成を受けた研究成果の一部である。